

食事サービス支援事業実施要綱

1 目 的

この事業は、手作りの食事の提供によって高齢者等の孤独感の解消や安否の確認、地域のつながりづくりを目指して行われる食事サービスグループの活動が、助成金の交付や情報提供、研修会等の開催をとおして、より充実した地域福祉活動になることを目的に実施するものである。

2 事業内容

この事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事サービスグループの活動実績に応じた助成
- (2) 食事サービス活動に関する情報提供
- (3) 食事サービス活動に関する研修会等の開催
- (4) その他、食事サービス活動の支援に必要なもの

3 助成の対象となる活動

この事業における助成の対象となる活動は、本会に食事サービスグループ登録票（様式第1号）によって登録している食事サービスグループが行う次の条件を満たす活動とする。ただし、年度途中で登録した食事サービスグループについては、登録承認日以降の活動を対象とする。

- (1) 佐世保市内で食事サービス活動を年2回以上行っていること。
- (2) 下記のいずれかに該当する方を対象としている活動であること。
 - ア) 一人暮らし高齢者
 - イ) 高齢者夫婦世帯
 - ウ) 障がい者
- (3) 手作りの食事が提供されることを原則とし、弁当等の購入のみによる活動は対象としない。

4 助成金の額

この事業による助成金の額は、一食あたり260円を上限とする。

5 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする食事サービスグループは、所定の交付申請書（様式第2号）及び食事サービス実績報告書（様式第3号）を本会が指定する日までに提出しなければならない。

6 助成金の決定

本会は、助成金の申請に基づき、交付申請にかかる内容を審査し、適当と認められたものについて助成金の交付を決定する。

7 助成金の交付

本会は、助成金の交付が決定した食事サービスグループに対し、申請に基づき、前期・後期の年2回に分けて、申請のあった食事サービスグループに交付する。

8 実施報告

助成金の交付を受けた食事サービスグループは、その翌年度に食事サービス活動助成金収支決算報告書（様式第4号）を本会に提出しなければならない。

9 食事サービスグループ活動の廃止

食事サービスグループの活動を廃止しようとするときは、食事サービスグループ登録廃止届（様式第5号）により行うものとする。

10 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附	則	この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
		この要綱は、平成26年6月10日から施行する。
		この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
		この要綱は、令和2年4月1日から施行する。